様式第１４号（第２８条関係）

|  |
| --- |
| 学習館施設等使用料還付決定通知書 |
| 使用許可年月日 | 　　　　年　　　月　　　日　　 |
| 還付を受けようとする理由 | 　 |
| 還付金の内訳 | 既納の使用料 | 還付割合 | 還付金 |
| 円 | ％ | 円 |
| 　　年　　月　　日付けで申請のあった学習館施設等使用料の還付については、上記のとおり決定します。　　　　　　　　　　　年　　月　　日出雲市長　　　　　　　　　　印　　　申請者　　　　　　　　　　　　様 |

（不服申立てについて）

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定(上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表するものは出雲市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。